

掲示期間 3.31-4.9

新潟市個人情報の保護に関する法律等施行規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

新潟市長 中原ハ一

新潟市規則第26号

新潟市個人情報の保護に関する法律等施行規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(新潟市情報公開条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟市情報公開条例施行規則(昭和62年新潟市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(電磁的記録の公開の方法)

第7条 条例第10条第2項に規定する電磁的記録の公開の方法は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 印刷物として出力したものの閲覧又は交付
- (2) 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴。ただし、閲覧又は視聴を容易に行うことができない場合は、閲覧又は視聴を行わない。
- (3) 電磁的記録を市長が用意する磁気ディスク、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付。ただし、当該電磁的記録の複写を容易に行うことができない場合は、当該電磁的記録の複写を行わない。

第10条ただし書きを削る。

(新潟市公文書公開等審査会規則の一部改正)

第2条 新潟市公文書公開等審査会規則(昭和62年新潟市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第2項を次のように改める。

審査会（前条第1項の規定により部会に審査を行わせる場合にあつては、当該部会。以下同じ。）は、必要があると認めるときは、次の表の左欄に掲げる諮問庁（以下の条において同じ。）に対し、それぞれ同表の右欄に定める文書等の提示を求めることができる。

諮問庁	文書等
新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）第12条第1項の規定により審査会に諮問した実施機関	新潟市情報公開条例第9条第1項の規定による決定又は公開請求に係る不作為に係る行政文書（同条例第2条第1項に規定する行政文書をいう。）
個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問した市の機関	個人情報の保護に関する法律第82条第1項若しくは第2項、第93条第1項若しくは第2項又は第101条第1項若しくは第2項に規定する決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る保有個人情報（同法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）
新潟市死者情報の開示に関する条例（令和5年新潟市条例第 号）第14条第1項の規定により審査会に諮問した市の機関	新潟市死者情報の開示に関する条例第9条第1項の規定による決定又は開示請求に係る不作為に係る死者情報（同条例第2条第1項第2号に規定する死者情報をいう。）
新潟市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年新潟市条例第 号）第	新潟市議会の個人情報の保護に関する条例第24条第1項若しくは第2項、第3

45条第1項の規定により審査会に諮問した議長	4条第1項若しくは第2項又は第41条第1項若しくは第2項に規定する決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る保有個人情報（同条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）
新潟市公文書管理条例（令和3年新潟市条例第3号）第18条第2項の規定により審査会に諮問した市長	新潟市公文書管理条例第13条第1項の規定による決定又は利用請求に係る不作為に係る特定歴史公文書（同条例第2条第4項に規定する特定歴史公文書をいう。）

2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、前項の表の右欄に定める文書等に記録され、又は含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

（新潟市行政文書管理規則の一部改正）

第3条 新潟市行政文書管理規則（令和3年新潟市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号中「又は新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号）第13条第1項に規定する開示請求、同条例第19条第1項に規定する訂正請求若しくは同条例第22条第1項に規定する利用停止請求」を「、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項に規定する開示請求、同法第90条第1項に規定する訂正請求若しくは同法第98条第1項に規定する利用停止請求又は新潟市死者情報の開示に関する条例（令和5年新潟市条例第 号）第4条に規定する開示請求」に改める。

第26条中「第12条第1項第1号アからオまで」を「第12条第1項第1号アから

力まで」に改める。

(新潟市特定歴史公文書の保存及び利用等に関する規則の一部改正)

第4条 新潟市特定歴史公文書の保存及び利用等に関する規則（令和3年新潟市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第8条中「及び第2項」を削り、「新潟市個人情報保護条例施行規則（平成13年新潟市規則第32号）別表」を「個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第22条第1項及び第2項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第14条第2項の規定により、提示し、又は提出する書類については、新潟市死者情報の開示に関する条例施行規則（令和5年新潟市規則第 号）第2条の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。